

事務連絡  
令和5年11月16日

各障害児通所支援事業所 管理者 様

茨城県福祉部障害福祉課

### 子ども安全安心対策事業の所要額調査（追加分）について（依頼）

本県の障害福祉行政の推進につきまして、日頃よりご協力を賜り御礼申し上げます。

この度、「子ども安全安心対策事業の実施について」（令和5年5月18日こども家庭庁支援局長通知）に基づき、送迎用バスにおける置き去り防止用の安全装置等の導入に係る補助事業の追加交付を実施予定です。

つきましては、追加の補助事業の実施にあたりまして、2回目の所要額調査を行いますので、下記のとおり、ご回答の程よろしくお願いいたします。

引き続き、送迎に当たっての安全管理を徹底いただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 事業の内容

子どもの安全対策を講じるため、次に掲げる①～③の事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

##### ① 送迎用バスの改修支援事業

送迎用バスに、子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置の設置等を行うこと。

##### ② ICTを活用した子どもの見守り支援事業

ICTを活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等を導入すること。

##### ③ 登降園管理システム支援事業

適切な登降園管理を行うための登降園管理システムを導入すること。

##### 2 交付対象経費

①～③の事業の実施に必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料（令和5年4月から令和6年3月まで）、導入費用

※①の事業の対象となる車両については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）」（令和4年12月28日）第三の2のとおりとする。

※①の事業の対象となる安全装置については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）」（令和4年12月28日）第三の3のとおりとする。

### 3 補助金の額

- ① 送迎用車両の改修支援：175 千円以内/1 台（定額：10/10）
- ② ICT を活用した障害児の見守り支援：200 千円以内/1 事業所  
（補助率：4/5 事業所負担：1/5）
- ③ 登園管理システムの導入支援：端末購入を行わない場合 200 千円以内、  
端末購入を行う場合 700 千円以内  
（いずれも補助率：4/5 事業所負担：1/5）

※対象：①については児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等  
デイサービス

②、③については児童発達支援センター及び児童発達支援事業所

### 4 回答方法

別紙 Excel「所要額調書（追加協議）（子ども安全安心対策費事業）」  
E-mail により提出願います。

提出先：shogai01@pref.ibaraki.lg.jp

### 5 提出期限

令和5年12月1日（金）厳守

※提出期限を過ぎた場合は、本補助事業の対象となりません。

### 6 留意事項

・予算の範囲内での交付となるため、本調査の回答をもって補助金額を確定させるもの  
ではありません。

・第1回目の所要額調査（令和5年5月26日事務連絡分）に基づき、既に所要額調書を  
提出した事業所については今回提出の必要はありません。（ただし台数の追加等がある  
場合には、その追加分についてのみ今回の所要額調書の提出をお願いいたします）

・本調査の回答に記載のない経費につきましては、本補助事業の対象外となりますので  
ご留意ください。

・水戸市に所在する事業所は、水戸市障害福祉課にお問い合わせください。

・①の装置につきましては、こども家庭庁 HP「送迎用バスの置き去り防止を支援する  
安全装置のリストについて」に掲載している安全装置のみ、補助対象となります。

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/>

※なお、別途、令和5年11月9日付け事務連絡にて「送迎用バスにおける安全装置の装備  
状況調査（第2回）について」の回答を依頼しておりますので、ご対応の程よろしく願  
いいたします。

茨城県福祉部障害福祉課自立支援 G 担当：二宮、石井 TEL：029-301-3363 FAX：029-301-3370
---